

広島県告示第五百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年七月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
区域の名称	の自然現象の種類		
下川根（一五隣）	山根（八〇二六一五）	広島県安芸高田市高宮町川根地内	土砂災害警戒区域
土石流	崩壊 急傾斜地の	表区域 示の	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
下川根（一五隣）	山根（八〇二六一五）	の自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
土石流	崩壊 急傾斜地の	号三律の推進による災害等の土砂災害に係る対策の実施のための法律（昭和二十二年五月三十日法律第二百四十一号）の施行に伴う区域の指定並びに土砂災害警戒区域の指定の件	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。